

<h1>さいたま市契約公報</h1> <p>第 5 号</p> <p>令和 5 年 3 月 1 5 日 発行</p>	<p>発行所</p> <p>さいたま市浦和区常盤 6 丁目 4 番 4 号</p> <p>さいたま市役所</p> <p>(財政局契約管理部契約課)</p>
--	---

目 次

**特定調達契約に係る一般競争入札の中止（5 件）**

- さいたま市西部環境センターで使用する電気…………… 1
- さいたま市クリーンセンター大崎で使用する電気…………… 1
- さいたま市大宮南部浄化センターで使用する電気…………… 2
- さいたま市クリーンセンター西堀で使用する電気…………… 2
- 藤右衛門中継ポンプ場外 1 6 か所で使用する電気…………… 2

**特定調達契約の落札者等の公示**

- ・さいたま市統合基盤等システムハードウェア賃貸借…………… 3

**公募型プロポーザル方式の手続の開始（1 件）**

- さいたま市デジタル地域通貨導入調査業務…………… 3

○特定調達契約に係る一般競争入札の中止

**さいたま市公告（調達）第 4 0 号**

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 3 7 2 号）第 6 条の規定により令和 5 年 1 月 2 0 日さいたま市公告（調達）第 1 5 号において公告した一般競争入札について、次のとおり中止したので、さいたま市契約規則（平成 1 3 年さいたま市規則第 6 6 号）第 1 4 条第 2 項の規定により公示する。

令和 5 年 3 月 1 5 日

さいたま市長 清 水 勇 人

- 1 中止とした一般競争入札  
件名 さいたま市西部環境センターで使用する電気
- 2 中止とした理由  
入札参加者がいないため。

**さいたま市公告（調達）第 4 1 号**

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 3 7 2 号）第 6 条の規定により令和 5 年 1 月 2 0 日さいたま市公告（調達）第 1 9 号において公告した一般競争入札について、次のとおり中止したので、さいたま市契約規則（平成 1 3 年さいたま市規則第 6 6 号）第 1 4 条第 2 項の規定により公示する。

令和 5 年 3 月 1 5 日

さいたま市長 清 水 勇 人

- 1 中止とした一般競争入札  
件名 さいたま市クリーンセンター大崎で使用する電気

2 中止とした理由

入札参加者がいないため。

**さいたま市公告（調達）第42号**

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により令和5年1月20日さいたま市公告（調達）第22号において公告した一般競争入札について、次のとおり中止したので、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第14条第2項の規定により公示する。

令和5年3月15日

さいたま市長 清水 勇 人

1 中止とした一般競争入札

件名 さいたま市大宮南部浄化センターで使用する電気

2 中止とした理由

入札参加者がいないため。

**さいたま市公告（調達）第43号**

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により令和5年1月20日さいたま市公告（調達）第23号において公告した一般競争入札について、次のとおり中止したので、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第14条第2項の規定により公示する。

令和5年3月15日

さいたま市長 清水 勇 人

1 中止とした一般競争入札

件名 さいたま市クリーンセンター西堀で使用する電気

2 中止とした理由

入札参加者がいないため。

**さいたま市公告（調達）第44号**

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により令和5年1月20日さいたま市公告（調達）第25号において公告した一般競争入札について、次のとおり中止したので、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第14条第2項の規定により公示する。

令和5年3月15日

さいたま市長 清水 勇 人

1 中止とした一般競争入札

件名 藤右衛門中継ポンプ場外16か所で使用する電気

2 中止とした理由

入札参加者がいないため。

○特定調達契約の落札者等の公示

**さいたま市公告（調達）第45号**

次のとおり落札者等について公示します。

令和5年3月15日

さいたま市長 清水 勇 人

「掲載事項」

①案件番号 ②物品等又は特定役務の名称及び数量 ③契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 ④落札者又は随意契約の相手方を決定した日 ⑤落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所（法人の場合はその名称及び所在地） ⑥落札金額又は随意契約に係る契約金額 ⑦契約の相手方を決定した手続 ⑧公告又は公示をした日 ⑨随意契約によることとした理由

①45-1 ②さいたま市統合基盤等システムハードウェア賃貸借 一式 ③さいたま市都市戦略本部デジタル改革推進部 さいたま市浦和区常盤6-4-4 ④令和5年2月17日 ⑤東京センチュリー株式会社 代表取締役 馬場高一 東京都千代田区神田練塀町3 ⑥4,692,710円（月額） ⑦一般競争入札 ⑧令和5年1月4日さいたま市公告（調達）第115号

○公募型プロポーザル方式の手続の開始

**さいたま市告示第450号**

さいたま市デジタル地域通貨導入調査業務について、公募型プロポーザル方式の手続きを実施します。つきましては、次のとおり当該業務に関する企画提案書の提出を招請します。

令和5年3月9日

さいたま市長 清水 勇 人

**1 企画提案書の招請に付する事項**

(1) 件名

さいたま市デジタル地域通貨導入調査業務

(2) 履行場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4外

(3) 業務概要

本市の地域特性にあったデジタル地域通貨サービスの導入に向けた調査及び制度設計を実施していく上で、あるべき姿の検討やロードマップの作成、導入後のデータ利活用方策や普及率向上に向けた施策提案などについて、デジタル地域通貨や行政に精通した専門家（コンサルタント）の総合的な視点での分析・調査研究・制度立案を行うもの。

(4) 履行期間

契約締結日から令和5年12月28日まで

(5) 予算の上限額

本プロポーザルの予算上限額は31,405,000円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

## 2 企画提案書の提出者の資格に関する事項

企画提案書の提出を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 本招請の告示日において、令和3・4年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）に、業務「検査・測定・調査」の受注希望業務「市場調査」又は業務「計画策定」の受注希望業務「その他の計画策定」で掲載され、かつ、引き続き同業務で令和5・6年度さいたま市競争入札参加資格審査の申請をしている者であること。
- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。
  - ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
  - イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者
- (3) 本招請の告示日から企画提案書提出期限までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置（以下、「入札参加停止」という。）又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置（以下、「入札参加除外」という。）を受けている期間がない者であること。
- (4) 企画提案書提出期限において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。
- (5) 企画提案書提出期限において、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。
- (6) 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく事業協同組合及び企業組合並びに中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）に基づく協業組合にあっては、その組合員が、本招請に参加していない者であること。

## 3 企画提案に係る資料等の貸与

企画提案書の提出を希望する者に対し、次のとおり資料を貸与するものとする。

### (1) 貸与資料

- ア さいたま市デジタル地域通貨導入調査業務企画提案実施要領（以下、「実施要領」という。）
- イ さいたま市デジタル地域通貨導入調査業務要求水準書
- ウ 提出書類各種様式（様式1～6）
- エ さいたま市デジタル地域通貨導入調査業務優先交渉権者選定基準

### (2) 貸与方法

#### ア 貸与場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市経済局商工観光部商業振興課

電話 048（829）1396

#### イ 貸与受付期間

本招請の告示日から令和5年4月10日（月）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成

1 3年さいたま市条例第2号)第1条第1項に規定する休日(以下「休日」という。)を除く午前8時30分から午後5時15分まで)

ウ 貸与資料返却期限

令和5年4月27日(木)まで(休日を除く午前8時30分から午後5時15分まで)に3(2)アの貸与場所に直接返却すること。

エ 貸与費用

無償

(3) その他

ア 貸与資料は、本件以外で使用してはならない。また、3(1)ウ以外の資料は複製をしてはならない。

イ さいたま市契約規則は、ホームページにて確認すること。

<https://www1.g-reiki.net/saitama/reiki.html>

ウ さいたま市業務委託契約基準約款(情報セキュリティ特記事項を含む。)は、さいたま市ホームページにて確認すること。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/006/p002293.html>

4 参加意思の表明手続き

企画提案書の提出を希望する者は、次のとおり参加意思の表明手続きを行うこと。

(1) 提出書類

参加意思表明書 1部

(2) 提出期間

本招請の告示日から令和5年4月10日(月)まで(休日を除く午前8時30分から午後5時15分まで)

(3) 提出場所

3(2)アに同じ

(4) 提出方法

持参

5 参加資格確認通知書の交付

確認審査終了後、参加資格確認通知書を令和5年4月13日(木)に発送するものとする。

6 質問の受付及び回答

企画提案書を提出しようとする者は、企画提案に関する事項について、次のとおり質問することができる。

(1) 受付期間

本招請の告示日から令和5年4月12日(水)午後5時15分まで

(2) 受付方法

ア 電子メールで受け付ける。詳細は実施要領による。

メールアドレス [shogyo-shinko@city.saitama.lg.jp](mailto:shogyo-shinko@city.saitama.lg.jp)

イ 電子メール送信後、速やかに電話にて到達確認を行うこと。

ウ 到達確認に関する問い合わせ先

3(2)アに同じ

(3) 質問に対する回答予定日及び回答方法

企画提案書の作成に関する質問に対する回答は、参加意思表明書を提出した全ての者に、令和5年4月14日（金）までに電子メールで行う。

7 企画提案書の提出

(1) 提出書類

企画提案書（正本及び副本）

詳細は実施要領による。

(2) 提出期間

令和5年4月14日（金）から令和5年4月20日（木）まで（休日を除く午前8時30分から午後5時15分まで）

(3) 提出場所

3(2)アに同じ

(4) 提出方法

持参

(5) 無効となる企画提案書

次の企画提案書は、無効とする。

ア 2に定める資格要件を満たさなくなった者が提出した企画提案書

イ 提出書類に虚偽の記載をした者が提出した企画提案書

ウ 審査の公平性を害する行為を行った者が提出した企画提案書

エ プレゼンテーションに参加しなかった者が提出した企画提案書

8 優先交渉権者の決定に関する事項

優先交渉権者の決定にあたっては、さいたま市デジタル地域通貨導入調査業務業者選定委員会において書類審査を行い、最優秀提案者を優先交渉権者とする。なお、審査方法等詳細については、実施要領を参照すること。

9 本招請に関する事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市経済局商工観光部商業振興課

電話 048(829)1396 FAX 048(829)1944

10 その他

(1) 優先交渉権者決定の日の翌日から契約締結日までの間に、入札参加停止又は入札参加除外を受けている期間がある者は、優先交渉権者の決定を取り消されることがある。

(2) 本調達において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(3) この企画提案書の提出等に係る一切の経費は、提案者の負担とする。

(4) 提出された企画提案書等は、返却しない。

(5) 企画提案の審査結果は、企画提案の具体的内容を除き、公表する。

(6) 詳細は、実施要領による。